

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公表番号】特表2011-509218(P2011-509218A)

【公表日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-012

【出願番号】特願2010-540841(P2010-540841)

【国際特許分類】

B 6 5 D 81/32 (2006.01)

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

B 6 5 D 30/22 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 81/32 D

B 6 5 D 77/04 F

B 6 5 D 81/32 B

B 6 5 D 30/22 F

B 6 5 D 30/22 G

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器であつて、

第1のチャンバ、第2のチャンバ、および第3のチャンバと、

該第1のチャンバと該第3のチャンバとを仕切る、第1の剥離可能なシールであつて、該第1の剥離可能なシールは、該第1のチャンバに外圧を選択的に印加することにより、独立して開放可能である、シールと、

該第2のチャンバと該第3のチャンバとを仕切る、第2の剥離可能なシールであつて、該第2の剥離可能なシールは、該第2のチャンバに外圧を選択的に印加することにより、独立して開放可能である、シールと

を備え、該第1のチャンバは、横開口部を画定する永久シールによって該第2のチャンバと仕切られ、該横開口部は、ヒトの手が該外圧を印加することを許容するように寸法決定され、該第1のチャンバおよび第2のチャンバのうちの少なくとも1つは、該外圧を印加するための個別のチャンバの片手把持を容易にするように寸法決定される、容器。

【請求項2】

前記第3のチャンバは、非経口的に投与可能な基礎液を含有する、請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記第3のチャンバは、空であり、前記第1のチャンバおよび前記第2のチャンバの全内容物を含有するようにサイズ決定される、請求項1に記載の容器。

【請求項4】

前記容器は、ポリオレフィン、ポリアミド、ポリエステル、ポリブタジエン、スチレン

と炭化水素とのコポリマー、ポリイミド、ポリエステル - ポリエーテル、ポリアミド - ポリエーテル、およびそれらの組み合わせから構成される群より選択される、少なくとも1つの材料を含むフィルムで作製される、請求項1～3のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項5】

前記フィルムは、ポリエチレンホモポリマー、エチレン - オレフィンコポリマー、ポリエチレンコポリマー、ポリプロピレンホモポリマー、ポリプロピレンコポリマー、スチレンと炭化水素とのランダムコポリマー、スチレンと炭化水素とのブロックコポリマー、およびそれらの組み合わせから構成される群より選択される、少なくとも1つの材料を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項6】

前記第1の剥離可能なシールおよび前記第2の剥離可能なシールは、約3N/15mmから約30N/15mmに及ぶ力によって作動させられる、請求項1～5のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項7】

前記第1の剥離可能なシールは、第1の作動力を有し、前記第2の剥離可能なシールは、第2の作動力を有し、該第2の剥離可能なシールの作動力は、該第1の剥離可能なシールの作動力よりも大きい、請求項1～6のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項8】

前記第1の剥離可能なシールの作動力と前記第2の剥離可能なシールの作動力との間の差は、約1N/15mmよりも大きく、かつ約5N/15mm未満である、請求項7に記載の容器。

#### 【請求項9】

前記第3のチャンバと流体連通する流体出口ポートをさらに備える、請求項1～8のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項10】

前記第3のチャンバから前記出口ポートを仕切る、剥離可能な安全シールをさらに備え、該安全シールは、前記第1および第2の剥離可能なシールのうちの少なくとも1つが最初に開放されない限り、該安全シールの開放を妨害するように選択される、シール強度を有する、請求項9に記載の容器。

#### 【請求項11】

前記第1のチャンバおよび前記第2のチャンバのうちの少なくとも1つと流体連通する管をさらに備える、請求項1～10のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項12】

前記第1のチャンバ、第2のチャンバ、および第3のチャンバは、少なくとも2重の可撓性ポリマーフィルムの間に形成され、前記横開口部が該重なりを通って画定される、請求項1～11のいずれか一項に記載の容器。

#### 【請求項13】

前記重なりの間に形成される第4のチャンバと、

前記第3のチャンバと該第4のチャンバとを仕切る、第3の剥離可能なシールであって、該第3の剥離可能なシールは、該第4のチャンバに外圧を選択的に印加することにより、独立して開放可能である、第3の剥離可能なシールと

を備え、前記第1のチャンバと前記第2のチャンバとを仕切る前記永久シールは第1の永久シールであり、該第2のチャンバは、該重なりを通る第2の横開口部を画定する第2の永久シールによって該第4のチャンバと仕切られ、両方の横開口部は、ヒトの手が該外圧を印加することを許容するように寸法決定され、該第1のチャンバ、第2のチャンバ、および第3のチャンバのうちの少なくとも1つは、該外圧を印加するための該チャンバの片手把持を容易にするように寸法決定される、請求項12に記載の容器。

#### 【請求項14】

前記第3のチャンバと流体連通する流体出口ポートをさらに備える、請求項13に記載の容器。

**【請求項 15】**

前記第3のチャンバから前記出口ポートを仕切る、剥離可能な安全シールをさらに備え、該安全シールは、前記第1、第2、および第3の剥離可能なシールのうちの少なくとも1つが最初に開放されない限り、該安全シールの開放を妨害するように選択される、シール強度を有する、請求項14に記載の容器。